

# 岐阜市加納東自治会連合会規約

## (名称及び事務所)

第1条 本会は加納東自治会連合会と称し事務所を連合会長宅に置く。

## (組 織)

- 第2条 1. 本会は加納東校区の自治会を以て組織する。  
2. 加納東校区を15地区に分け支部と定め支部長1名を選出する。

## (目 的)

第3条 本会は自治精神の培養と市民生活の進歩向上に寄与し、国、並びに県市の施策に協力し、且民意の反映を図るを目的とする。

## (事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成する為に次の事業を行う。

1. 自治資料の蒐集並に周知徹底を図る事項
2. 県、市政に就いて理解と民意の把握及び反映に関する事項
3. 自治会の運営指導に関する事項
4. 市民生活の進歩向上と融和を計る事項
5. 市民の健康と親睦を計る諸事業の計画実施に関する事項
6. 其の他必要と認める事項

## (役員構成)

第5条 本会の事業を遂行するために下記の役員を置く。

連合会長 1名、副会長 若干名、会計 2名、会計監査 2名、庶務 2名、部長 若干名、支部長 15名。

## (役員選出)

- 第6条 1. 連合会長は校区自治会長より選出するものとする。  
2. 各自治会は2月末日までに次期自治会長を選出し、支部内自治会長より次期支部長を選出し、連合会長に報告するものとする。  
3. 連合会長の選出にあたっては、3月始めに選挙管理委員会を設置し、選出の事務にあたり、次期連合会長立候補者は別に定める様式により3月10日までに選挙管理委員会へ届け出るものとする。  
4. 立候補者が2名以上の場合は総会で選挙により選出するものとする。  
選挙の投票は自治会長本人が行うものとする。  
5. 立候補者が1名の場合は総会の承認を得るものとする。

6. 立候補者が無い場合は支部長会（次期支部長で構成）で1名を推薦し、総会の承認を得るものとする。
7. 連合会長以外の役員は支部長、自治会長の中から支部長会に於て推薦し会長が委嘱する。
8. 本会に名誉会長及び顧問を置くことができる。

**（役員の仕事）**

- 第7条
1. 連合会長は会を代表し、会の運營業務一切を執行統括する。
  2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは之を代行する。
  3. 会計は財産の管理、金銭の収支並に予算の編成にあたる。
  4. 会計監査は会計を監査する。
  5. 庶務（書記を含む）は他部に属さない一切の業務にあたる。
  6. 各部長は担当部の事業計画に従い能率的に遂行する。
  7. 各役員は事業遂行に当り事前に連合会長に計画を報告し、事業終了後速やかに委細を報告するものとする。

**（役員の仕事）**

- 第8条
1. 連合会長の任期は2カ年とする。但し再選を妨げない。
  2. 連合会長を除く役員の仕事は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。但し再選を妨げない。
  3. 役員は任期満了の場合、後任者の就任まで職務を遂行するものとする。
  4. 役員に欠員を生じた場合は必要に応じ速かに補選する。補充役員の仕事は前役員の仕事期間とする。

**（会 議）**

- 第9条
1. 本会の会議は次の通りとし、連合会長が之を招集する。
  2. 総会、臨時総会、支部長会。

**（会議の議定事項）**

- 第10条
1. 総会は予算、決算、事業、規約に関する事項、役員選出、解任に関する事項。
  2. 支部長会は、地域住民の福祉発展に関する事項、自治活動に関する事項、その他必要事項。
  3. 会議は過半数以上が出席し、議事はその過半数をもって議決する。可、否同数の場合は、総会、支部長会共に連合会長が決定する。
  4. 自治会長の3/1以上の要望のある場合、連合会長は臨時総会を開かなければならない。

(運営資金及び支出)

- 第11条 1. 自治会費及びその他の収入金をこれに充てる。  
2. 自治会費は1世帯月額70円とする。但し消水防団後援会費を含む。  
3. 会替納入方法 自治会長が所轄支部長に納入し、各支部長は会計が定めた期間に一括納入する。但し会費は年2回の分納とする。  
4. 会費は年度当初報告の世帯数とし、途中の変更は認めない。  
5. 上記の外、募金その他も同様の方法の取り扱いとする。  
6. 支出については各所轄責任者は支出金指示書に証拠票を添え会計より必要金を受領する。

(会計年度)

- 第12条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(本会の必要書類)

- 第13条 役員名簿、金銭出納簿、収支調書綴、予算、決算、規約及び規定綴、会議録、証拠票綴、その他。

(雑 則)

- 第14条 本規約に定めなきもの及び緊急必要な事項は支部長会に諮り決定する。

(規約の改正年月日)

昭和33. 4. 1	制定.
昭和40. 4. 1	1部改正 (第12条)
昭和41. 4. 1	1部改正 (第7条追加、第4条修正、第12条修正) (従って規約第7条以下順次繰下ぐ)
昭和43. 3. 1	1部改正 (第12条承認)
昭和48. 4. 2	1部改正 (第5条承認)
昭和49. 4. 27	1部改正 (第12条承認)
昭和53. 3. 26	1部改正 (第12条承認)
昭和55. 4. 26	改正 (第11条会費)
昭和60. 12. 15	改正 (第6条)
昭和63. 4. 29	改正 (第8条) ならびに字句修正 (広報→自治)
平成 4. 6. 14	改正 (第6条)
平成 5. 4. 29	1部改正 (第11条2項承認)
平成 6. 4. 29	1部改正 (第11条1項追加承認)
平成 7. 4. 29	1部改正 (第6条7項承認)
平成 9. 3. 30	1部改正 (第6条2項承認)
〃 16. 5. 16	〃 (第11条3項承認) 年4回 → 年2回



支部	町名	支部	町名	
1	八幡町	9	大手町	
	安良町		沓井町北	
	渋谷町		沓井町南	
	荒川町		西丸町1北	
	中洲町		西丸町1中	
2	大倉町	10	西丸町1南	
	新町		西丸町1東	
	柳町		長刀堀1	
3	柳町東		長刀堀2	
	東陽町		長刀堀3	
	東広江町1	長刀堀4東		
4	東広江町2	11	長刀堀4西	
	東広江町3		朝日町1	
	東広江町中		朝日町2	
	5	北広江町	12	朝日町3
		西広江町1		矢場町1北
西広江町2		矢場町1南		
6	清田町	矢場町2		
	中広江町	城南通2		
	南広江町	花ノ木町		
	徳川町	鷹匠町		
7	大石町	13	鉄砲町1	
	天神町1		鉄砲町2	
	天神町2		鉄砲町3	
	天神町3		鉄砲町4	
	桜道1		鉄砲町5	
8	桜道2	14	上本町1	
	本町1		上本町1-2	
	本町2		上本町2	
	本町3		上本町3	
	9	本町4	15	西丸町2
		天神町4		城南通1
天神町4 プラセ		船田町		
東丸町1		御車町		
10	東丸町2東			
	東丸町2西			
	二之丸			